

令和 6 年第 5 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 122 号

佐伯市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について (議案書 5 ページ)

電柱、地下埋設管、看板等の設置のために行政財産である土地を目的外に使用する
場合の使用料について、その額を明確に定め、事務の円滑化を図ろうとするものであ
る。

＜主な改正の内容＞

(1) 申請件数の多い物件等の使用料の額の明確化

申請件数の多い電柱等の設置に係る使用料のほか、申請案件の生じやすい
地下埋設管、看板等の物件の設置に係る使用料について、その額を明確に定
める(別表改正関係)。

対象物件	使用料
電柱その他これに類する物件	電気通信事業法施行令別表第 1 に定 める額
地下埋設管その他これに類する物件 看板、標識及び幕	佐伯市道路占用料徴収条例別表に定 める額

(2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：財政課)

議案第 123 号

佐伯市選挙公報の発行に関する条例の制定について (議案書 6 ページ)

公職選挙法第 172 条の 2 の規定に基づき、佐伯市議会議員及び佐伯市長の選挙にお
ける選挙公報の発行に関し必要な事項を定めようとするものである。

令和 6 年 5 月に選挙管理委員会が実施した「選挙の投票率向上に関するアンケート」
において、「選挙公報」の発行の是非についての意識調査を行ったところ、発行を希望
する意見が半数を上回る結果となった。

また、全国的にも、9 割を超える市が、選挙公報の発行を行っており、選挙公報は、
候補者の政見等を有権者に知っていただくための有効なツールであることから、佐伯
市議会議員及び佐伯市長の選挙において、候補者の政見等を有権者が知る機会を拡充
するため、新たに条例を制定しようとするものである。

＜条例の主な内容＞

(1) 選挙公報の発行(第 2 条関係)

選挙管理委員会は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公
報を、選挙ごとに 1 回発行しなければならない旨を定める。

(2) 掲載文の申請（第3条関係）

候補者は、選挙公報への掲載を受けようとするときは、選挙期日の告示日に、選挙管理委員会に文書で申請しなければならない旨を定める。

(3) 選挙公報の発行手続（第4条関係）

選挙管理委員会は、申請のあった掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない旨を定める。

(4) 選挙公報の配布（第5条関係）

選挙管理委員会は、選挙公報を、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに配布する旨を定める。

(5) 選挙公報の発行の中止（第6条関係）

無投票当選の場合や天災等の場合には、選挙公報の発行の手続を中止する旨を定める。

(6) 施行期日

公布の日

(担当課：選挙管理委員会事務局)

議案第 124 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

(議案書 8 ページ)

「佐伯市記号式投票に関する条例」を廃止しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市記号式投票に関する条例の廃止

佐伯市長選挙における投票（点字投票、期日前投票及び不在者投票を除く。）については、公職選挙法第 46 条の 2 第 1 項の規定により、「佐伯市記号式投票に関する条例」を定め、記号式投票により行うこととしている。

記号式投票は、投票がしやすく、自書式投票と比べて疑問票や無効票が少なくなる等のメリットがある一方で、投票用紙を印刷する際の準備期間が短く、投票用紙の作成等に係る経費が高額になる等のデメリットもある。

また、近年では、期日前投票者数が全投票者の 4 割を占めてきており、開票作業が記号式と自書式の 2 系統必要となるほか、疑問票や無効票が少なくなるというメリットも減少している状況にある。

これらのことから、選挙における経費見直しや開票作業の効率化の観点から、記号式投票を廃止し、自書式投票に一本化するため、「佐伯市記号式投票に関する条例」を廃止する（本則第 89 号追加関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：選挙管理委員会事務局)

議案第 125 号

佐伯市弥生地域コミュニティセンター切畑分館及び床木分館の指定管理者の指定について

(議案書 9 ページ)

佐伯市弥生地域コミュニティセンター切畑分館及び床木分館の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 126 号

佐伯市グリーンパーク直川の指定管理者の指定について

(議案書 10 ページ)

佐伯市グリーンパーク直川の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 127 号

佐伯市鉱泉センター直川の指定管理者の指定について

(議案書 11 ページ)

佐伯市鉱泉センター直川の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 128 号

佐伯市直川憩の森公園の指定管理者の指定について

(議案書 12 ページ)

佐伯市直川憩の森公園の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 129 号

佐伯市うめキャンプ村の指定管理者の指定について

(議案書 13 ページ)

佐伯市うめキャンプ村の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 130 号

財産の無償貸付けについて（佐伯サテライトオフィス及びその用地の各一部） （議案書 14 ページ）

佐伯サテライトオフィス及びその用地の各一部を「株式会社Q u c o」に無償貸付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（１） 無償貸付けする財産

① 土地

所在	地番	地目	地積
佐伯市鶴岡町 2 丁目	1794 番 3	学校用地	10,480 m ² のうち 76.16 m ²

② 建物

名称	所在	構造	床面積
佐伯サテライトオフィス オフィス A （ 2 階の一部）	佐伯市鶴岡 町 2 丁目 1794 番地 3	鉄筋コン クリート 造 2 階建	531.63 m ² のうち 76.16 m ²

（２） 無償貸付けの相手方

東京都港区南青山 3 丁目 8 番 40 号 青山センタービル
株式会社Q u c o
代表取締役 宮城 勇太郎

（３） 無償貸付けの目的

オフィス系企業を誘致するために整備した佐伯サテライトオフィスへの入居を促進することで、若者が働きたいと希望する魅力ある職場の創出と情報通信関連企業の集積を通じて雇用人口の拡大等による地域経済の活性化を図るため

（４） 無償貸付けの期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで（5 年間）

（担当課：商工振興課）

議案第 131 号

佐伯市直川米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について （議案書 18 ページ）

佐伯市直川米麦乾燥調製施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

（別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照）

議案第 132 号

財産の無償貸付けについて（旧色宮小学校ランチルーム）

（議案書 19 ページ）

令和 2 年 4 月 1 日から旧色宮小学校ランチルームを「小川香料おおいた佐伯農場株式会社」に無償貸付けしているが、その無償貸付けの期間が令和 7 年 3 月 31 日で満了することに伴い、引き続き同ランチルームを同社に無償貸付けすることについて、議会の議決を求めようとするものである。

（１） 無償貸付けする財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
旧色宮小学校 ランチルーム	佐伯市米水津大字色利浦 1742 番地 1	鉄筋コンクリ ート造平家建	81 m ²

（２） 無償貸付けの相手方

佐伯市米水津大字色利浦 768 番地
小川香料おおいた佐伯農場株式会社
代表取締役 上野 俊輔

（３） 無償貸付けの目的

旧色宮小学校のランチルームを小川香料おおいた佐伯農場株式会社に香料の研究所兼事務所として貸し付けることにより、当該法人の収穫物の研究及び地域農産物を活用した香料原料の開発を行い、地域農産物の生産、販路の拡大等を通じて地域経済の活性化を図るため

（４） 無償貸付けの期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（担当課：農政課）

議案第 133 号

工事請負契約の変更について（令和 6 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事）

（議案書 22 ページ）

令和 6 年度入津湾漁場環境改善事業入津湾作れい・覆砂工事（令和 6 年第 4 回（9 月）市議会定例会において、その請負契約の締結について議決済み）において、事業の進捗を図るため、全体計画に基づき、作れい工及び覆砂工を追加施工することに伴い、工事請負契約の一部（契約金額）を変更しようとするものである。

（１） 契約の相手方

佐伯市大字海崎 848 番地 1
小田・建工特定建設工事共同企業体
代表構成員 小田開発工業株式会社
代表取締役 小田 剛史

（２） 契約変更事項

契約金額
変更前 201,266,560 円
変更後 220,000,000 円（18,733,440 円の増額）

【その他参考事項】

（１） 工事の主な変更内容

作れい工（ $L=211\text{m}$ $V=8,682\text{ m}^3$ ）の延長
覆砂工（ $L=30\text{m}$ $V=8,682\text{ m}^3$ ）の延長

（２） 工事内容の変更理由

事業の進捗を図るため、全体計画に基づき、作れい工及び覆砂工を延長する必要がある。

（３） 工事費及びその財源内訳の変更

（単位：円）

区分	工事費	財源内訳				
		国庫補助金	県補助金	その他 特定財源	公共事業 等債	一般財源
変更前	201,266,560	100,633,000	80,506,000	1,006,000	12,000,000	7,121,560
変更後	220,000,000	110,000,000	88,000,000	1,100,000	13,100,000	7,800,000
増減額	18,733,440	9,367,000	7,494,000	94,000	1,100,000	678,440

（担当課：水産課）

議案第 134 号

字の区域及び名称の変更について

(議案書 25 ページ)

本市の区域内において住所の表示（小字を除く。）が「佐伯市〇〇番地」となっている女島区、女島団地区、新女島区、上灘区及び東灘区について、住所表示変更事業を実施することに伴い、それぞれの字の区域及び名称を変更することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 変更後の住所表示

女島区	佐伯市女島一丁目〇〇番地、佐伯市女島二丁目〇〇番地 佐伯市女島三丁目〇〇番地、佐伯市女島四丁目〇〇番地
女島団地区	佐伯市女島一丁目〇〇番地、佐伯市女島二丁目〇〇番地
新女島区	佐伯市新女島一丁目〇〇番地、佐伯市新女島二丁目〇〇番地
上灘区	佐伯市上灘〇〇番地
東灘区	佐伯市東灘〇〇番地

(2) 住所表示の変更日

令和 7 年 9 月 16 日

(担当課：市民課)

議案第 135 号

佐伯市都市計画税条例等の一部改正について

(議案書 30 ページ)

議案第 134 号の住所表示変更事業の実施による字の区域及び名称の変更に伴い、関係条例の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 公の施設の位置等の表示変更

次に掲げる条例において定める公の施設の位置等の表示を、議案第 134 号による変更後の表示に改める。

条番号	改正する条例の名称	改正箇所
第 1 条	佐伯市都市計画税条例	第 2 条第 1 項
第 2 条	佐伯市学校給食センター条例	別表
第 3 条	佐伯市民武道館条例	第 2 条の表
第 4 条	佐伯市体育館条例	第 2 条の表
第 5 条	佐伯市市民ふれあい農園条例	第 2 条の表
第 6 条	佐伯市市営住宅条例	別表
第 7 条	佐伯市社会福祉センター条例	第 2 条
第 8 条	佐伯市剣崎多目的広場条例	第 2 条

(2) 施行期日

令和 7 年 9 月 16 日

(担当課：市民課)

議案第 136 号

佐伯市税条例の一部改正について

(議案書 32 ページ)

公益信託制度の見直しに伴う地方税法の一部改正により、個人市民税の寄附金税額控除に係る規定の整備等をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

個人市民税関係

(1) 寄附金税額控除の改正

公益信託は、財産を有する委託者が公益目的のため、その財産を受託者に託して管理・運用させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度であるが、受託者が信託会社に限られることや信託財産として受け入れる資産が金銭に限られるなど、その制約は多く、普及が進んでいない現状にあった。

今般、公益信託に関する法律の全部改正により、公益信託制度が見直され、その一環として地方税法の一部が改正された。

これに伴い、これまで国の認定を受けた特定の公益信託に対する金銭の支出のみが対象であった寄附金税額控除を金銭以外の財産にもその対象を拡大するなど、改正後の地方税法と同様の措置を講ずる（第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 4 条の 2 改正関係）。

固定資産税関係

(2) 法律の改正に伴う引用条項の整理

私立学校法の一部改正に伴い、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 56 条改正関係）。

(3) 施行期日

① 上記 (2) 令和 7 年 4 月 1 日

② 上記 (1) 公益信託に関する法律の施行の年の翌年の 1 月 1 日

(担当課：税務課)

議案第 137 号

佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立中学校の設置に関する条例の一部改正について

(議案書 34 ページ)

大入島、大島及び深島の児童・生徒等の状況、学校施設の状況、保護者や地区の意向等を考慮し、令和 7 年度から大入島小学校及び大島小学校を佐伯東小学校に、蒲江翔南小学校深島分校を蒲江翔南小学校に、大入島中学校及び大島中学校を鶴谷中学校に、深島中学校を蒲江翔南中学校に統合するため、令和 6 年度末をもって大入島小学校、大島小学校及び蒲江翔南小学校深島分校並びに大入島中学校、大島中学校及び深島中学校を廃止し、あわせて、関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

<改正の内容>

(1) 佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正(第 1 条による改正)

廃止する大入島小学校、大島小学校及び蒲江翔南小学校深島分校の名称及び位置を削除する(別表改正関係)。

(2) 佐伯市立中学校の設置に関する条例の一部改正(第 2 条による改正)

廃止する大入島中学校、大島中学校及び深島中学校の名称及び位置を削除する(別表改正関係)。

(3) 佐伯市学校給食センター条例の一部改正(附則第 2 項による改正)

上記(1)及び(2)の改正に伴い、廃止する大入島学校給食センターの名称、位置及び対象校を削除する(別表改正関係)。

(4) 佐伯市立学校施設の開放に関する条例の一部改正(附則第 3 項による改正)

上記(1)及び(2)の改正に伴い、学校施設の利用に係る使用料の規定から廃止する大入島小学校、大島小学校、大入島中学校及び大島中学校を削除する(別表改正関係)。

(5) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：教育総務課)

議案第 138 号

大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 36 ページ)

大分市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(1) 事務の委託に関する規約の廃止

証明書等の交付等に係る事務の相互の委託については、「おおいた広域窓口サービス事業」として、現在、姫島村を除く県内の全ての市町が参加し、相互に証明書等の交付等に係る事務を委託する規約を定め、住民登録地や本籍地の市町に行くことなく、勤務地・就学地などの市町の窓口で証明書等を受け取ることができる行政区域を越えた住民サービスを実施している。

しかしながら、コンビニ交付や広域交付の開始により、近年、同種のサービスが普及してきていることや、おおいた広域窓口サービス事業で使用している複合機の生産が終了しているといった現状を踏まえ、令和7年度末をもっておおいた広域窓口サービス事業を終了することが、参加市町で構成する事務連絡会議において決定した。

これに伴い、事務の委託に関する規約を廃止することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるものである。

(2) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(担当課：市民課)

議案第 139 号

別府市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 37 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

別府市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 140 号

中津市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 38 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

中津市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 141 号

日田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 39 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

日田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 142 号

臼杵市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 40 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

臼杵市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 143 号

津久見市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 41 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

津久見市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 144 号

竹田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 42 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

竹田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 145 号

豊後高田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 43 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

豊後高田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 146 号

杵築市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 44 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

杵築市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 147 号

宇佐市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 45 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

宇佐市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 148 号

豊後大野市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 46 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

豊後大野市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 149 号

由布市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 47 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

由布市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 150 号

国東市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 48 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

国東市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 151 号

日出町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 49 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

日出町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 152 号

九重町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 50 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

九重町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 153 号

玖珠町と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の廃止について

(議案書 51 ページ)

議案第 138 号と同様の議案である。

玖珠町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止しようとするものである。

(担当課：市民課)

議案第 154 号

つるおか子どもの家の指定管理者の指定について

(議案書 52 ページ)

つるおか子どもの家の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 155 号

佐伯市東老人憩の家ほか 9 老人憩の家の指定管理者の指定について

(議案書 53 ページ)

佐伯市東老人憩の家ほか 9 老人憩の家の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 156 号

佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について

(議案書 55 ページ)

佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 157 号

佐伯市弥生生活支援ハウス、佐伯市弥生老人憩の家及び佐伯市弥生老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者の指定について

(議案書 56 ページ)

佐伯市弥生生活支援ハウス、佐伯市弥生老人憩の家及び佐伯市弥生老人デイサービスセンターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 158 号

佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの指定管理者の指定について

(議案書 57 ページ)

佐伯市弥生竹峯切水高齢者活動促進センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 159 号

**佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について
(議案書 58 ページ)**

佐伯市小浦高齢者コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

専決処分の報告

報告第 19 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 60 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 6 年 10 月 15 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市鶴岡町 1 丁目 13 番 25 号付近の市道鶴望 2 号線で発生した人身事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 6 年 4 月 7 日午後 5 時 10 分頃、佐伯市鶴岡町 1 丁目 13 番 25 号付近の市道鶴望 2 号線において、相手方が自転車で走行中、当該市道路面のアスファルト舗装剥離箇所当該自転車の前輪が落ち込み、バランスを崩して転倒する際、当該市道に面したブロック塀で右脇腹を強打し、右肋骨を骨折した。

(4) 和 解 内 容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠 償 根 拠 : 国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠 償 金 額 : 312,970 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳	治療費	35,924 円
	入院雑費	10,780 円
	慰謝料	261,870 円
	通院交通費	546 円
	文書料	3,850 円

【その他参考事項】

和解に係る賠償金額の算出方法

損害額	①	447,100 円
佐伯市の過失割合	②	70%
賠償金額	①×②	312,970 円

(担当課 : 建設総務課)

報告第 20 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 62 ページ)

報告第 19 号と同様の報告である。

令和 6 年 10 月 30 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市蒲江大字楠本浦 115 番 5 地先付近の市道百々谷線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 6 年 8 月 29 日午後 7 時 30 分頃、佐伯市蒲江大字楠本浦 115 番 5 地先付近の市道百々谷線において、相手方が、台風 10 号の被害により断水した水道の復旧工事に協力しようと所有する自動車を停車していたところ、当該市道路面が陥没して当該自動車が落ち込み、損傷した。

(4) 和解内容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償根拠 : 国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠償金額 : 1,900,430 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳	時価全損金	1,487,930 円
	車両引上費	154,000 円
	車両移送費	82,500 円
	代車費用	176,000 円

(担当課 : 建設総務課)

報告第 21 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 64 ページ)

報告第 19 号と同様の報告である。

令和 6 年 11 月 5 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市城南町 17 番 1 号の佐伯市立佐伯城南中学校敷地内で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 6 年 10 月 9 日午後 2 時 40 分頃、佐伯市城南町 17 番 1 号の佐伯市立佐伯城南中学校敷地内において、同校の生徒が戸締まりのため校舎 3 階の窓を閉めようとしたところ、当該窓がサッシ枠から外れて落下し、当該敷地内に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の左側フロントドア、ドアミラー等を損傷した。

(4) 和解内容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償根拠 : 国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠償金額 : 708,325 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 569,725 円

代車費用 138,600 円

(担当課 : 教育総務課)